

虚堂智愚の伝記史料

——『虚堂和尚行状』の訳註——

佐藤 秀孝

凡例

- 一、本史料は南宋末期に活躍した臨済宗松源派の虚堂智愚（息耕叟、一一八五—一二六九）に関する伝記史料の訳註である。
- 一、本史料の翻刻に当たって底本としたのは、正和二年（一二三三）刊の五山版『虚堂和尚語録』七冊本（または四冊本）の末尾に所収される法嗣の閑極法雲（間叟、一二一一—？）が撰した「行状」であり、これを仮に「虚堂和尚行状」と称することにした。
- 一、智愚に関しては『増集続伝燈録』をはじめとする禅宗燈史でも伝記面の記載はきわめて簡略であり、他に参考となる伝記史料も伝えられていないため、比較対校ができない。
- 一、江戸期の『虚堂和尚語録』の刊本に収められた「行状」で、文字に異同がある場合、必要に応じて右に（ ）で示すことにする。
- 一、原文は旧字体をそのまま用いるが、活字による表記から書写体や俗字は正字に改めるものとする。訓読文は原則として常用漢字に改め、送り仮名も歴史仮名使いではなく現今の表記に統一する。
- 一、註は読解上に必要と思われる語句の意味を明らかにする範囲に限っておきたい。
- 一、訳註に関しては江戸期の無著道忠（二六五—一七四四）がなした『虚堂録梨耕』卷三〇「行状」の註解、および『国訳禅宗叢書』第二輯第七卷の『虚堂和尚語録』の「行状」の箇所を参考にした。
- 一、便宜上、訳註における『虚堂和尚語録』の引用箇所は、『大正新脩大藏經』第四七卷に所収される一〇巻本によって表示する。
- 一、あくまで本史料を読解することを目的とし、他の諸史料との比較検討を通じた虚堂智愚伝の総括的な考証は煩瑣にわたるため最小限に留めておきたい。

行状〔虚堂和尚行状〕

〔郷関と出生の因縁〕

師諱智愚。四明象山陳氏子。虚堂其號也。家近邑之普明寺、相距一里許有山、其祖欲卜壽穴。相者謂、此地高則廢子孫富盛、低則當出異僧。祖曰、願得僧以副吾崇佛之志。及祖葬、未數年、母鄭氏嘗夢一老僧脩而糴長挹乞飯、因而娠焉。逮生之夕、母復夢如前。年十二、父母携師拜祖墳、言其事。師若有所憶。

師、諱は智愚。四明象山の陳氏の子。虚堂は其の号なり。家は邑の普明寺に近く、相い距つこと一里許りに山有り、其の祖、壽穴を卜せんと欲す。相者謂く、「此の地、高くすれば則ち子孫を廢いて富み盛えしめ、低くすれば則ち當に異僧を出だすべし」と。祖曰く、「願わくは僧を得て以て吾が崇佛の志しに副わんことを」と。祖の葬するに及んで、未だ數年ならざるに、母の鄭氏、嘗て一老僧の脩くして糴せたるが長挹して飯を乞うを夢み、因りて娠む。生まるるの夕に逮んで、母、復た夢みること前の如し。年十二にして、父母、師を携えて祖墳を拜し、其の事を言う。師、憶う所有るが若し。

智愚：臨濟宗松源派の虚堂智愚（一一八五—一二六九）のこと。法諱の智愚とは賢いことと愚かなこと、または智者と愚者。すぐれた智慧を持つ人は、小賢しく智を用いないから、一見、愚者のごとく見える。蘇軾（字は子瞻、東坡居士、一〇三六—一一〇一）の『蘇軾文集』（中華書局本）卷四七「啓」の「賀歐陽少師致仕啓」に「大勇若怯、大智如愚、至貴無軒冕而榮、至仁不導引而壽」とある。「大智は愚の如し」にちなむ。愚の一字を法諱に使用しているのは、一見、愚に似て智を具える、この人の性格や風貌のとらえがたい一面にちなむものであろう。

四明象山：四明は明州（浙江省）慶元府のこと。浙江の東端に位置し、後世は寧波と称され、宋元代を通じて中国随一の港として重要な位置を占めた。象山は明州内の東南に存する県であり、海上に南北に広く突き出した象山半島の一帯をいう。

陳氏の子：智愚の俗姓は陳氏とされるが、祖父や父の名、本人の俗名などは伝えられていない。『清容居士文集』卷三二に所収される元代の袁桶（字は伯長、清容居士、一二六六—一三二七）が撰した「定水源禪師塔銘」によれば、智愚の嗣法門人である宝葉妙源（字は晋之、一二〇七—一二八一）も同じ象山県の陳氏の出身とさ

れる。

虚堂：虚愚にちなむ命名。虚は中身がなく空しいこと。虚堂とは誰もいない部屋の意、人煙を杜絶した深夜の静寂な堂宇の意か。ほかに息耕叟という別号も存するが、息耕とは自ら耕すことを息めた罷参のさまをいう。

邑の普明寺：『延祐四明志』卷一八「象山県寺院」によれば、象山県南一五里に位置した普明律寺のこと。梁の天監年間（五〇二—五一九）の初めに開創され、もと湧泉寺と称したが、北宋の治平年間（一〇六四—一〇六七）に普明寺と改名されている。

相い距つこと一里許りに山有り：普明寺から一里（約五〇〇メートル）ほどの距離に在る山。おそらく智愚の生家もその近辺に存したものであらう。

寿穴：寿藏・寿陵・寿堂・寿域・寿宮・寿冢とも。生前中に預め造つておく墓穴。長久の義にとつて名づけられる。

相者：人相見。方角や人相などを見て吉凶を占う人。

異僧：すぐれた僧。神異の僧。才能の傑出した僧。高処に寿穴を作れば子孫が富み栄えるが、低処に寿穴を作れば異僧が誕生するという予言。

子孫を廕いて：余沢が子孫に及ぶことをいう。廕は被い庇うこと、保護すること。

崇佛の志し：仏を崇める志し。仏の教えを尊び重んずる思い。その

背景には一人の子が出家得道すれば、九族がみな天に生まれることができるとする「一子出家、九族生天」ないし「一子得道、九族生天」の発想があらう。

母の鄭氏：母の俗姓が鄭氏であったことが知られるが、素姓は定かでない。ただ、母の鄭氏もかなり仏教に信仰心の厚い人であったものらしい。

脩くして癯せたるが：背丈が高く、やつれていること。長身で痩せていること。

長搨：長搨とも。両手を前で組み、やや上に上げ、つぎにできるだけ下まで下ろす中国の礼法。

飯を乞う：乞食・行乞。托鉢をして在家の舎に赴いて食の供養を受けること。

生まるるの夕：智愚の誕生月日は定かでないが、その生年は示寂年時から逆算すると南宋の淳熙二年（一一八五）であったことが判明する。

年十二：南宋の慶元二年（一一九六）に当たり、このとき内心に出家の志を起こしたことになるう。

祖墳：祖父の墓。墳は土を高く盛り上げた墓。

憶う所有るが若し：前生に陳家の前で長搨して飯を乞うたことを追想しているようであつたこと。憶は思い出すこと、記憶していること。

「出家遊方と曹洞禪者への参学」

至十六歳、無經世意。父母見有異相舌貫鼻端、聽其依普明寺僧師蘊出家。一日、聞誦杜工部天河詩、長時任顯悔、秋至輒分明、縱被微雲掩、終能永夜清。忽有警發、辭親出郷。首依雪竇煥和尚淨慈中庵皎和尚、公務外惟坐禪。二老撫愛、常置之左右。

十六歳に至り、世を経るの意無し。父母、異相として舌の鼻端を貫くこと有るを見て、其の普明寺の僧師蘊に依りて出家することを聴す。一日、杜工部の「天河詩」の「長時、顕晦に任すも、秋至れば輒ち分明なり、縦い微雲に掩わるるも、終に能く永夜清し」と誦するを聞く。忽ち警発すること有りて、親を辞して郷を出づ。首めに雪竇の煥和尚と淨慈の中庵皎和尚に依り、公務の外は惟だ坐禪す。二老、撫愛して、常に之れを左右に置く。

十六歳：慶元六年（一一〇〇）に当たる。

世を経るの意：経世は世の中を治めること、政治の世界に身を投ずること。ここでは在家として世間を経歴する意志。世俗にあつて人生を過ぐす思い。

異相：異なつた人相。常人と変わった人相・姿。

舌の鼻端を貫くこと：長い舌が鼻を被うこと、仏陀の三十二相の一つ。大舌相・広長舌。唐代の馬祖道一（大寂禪師、七〇九—七八八）にも同様の異相が存したことは名高い。『大智度論』卷四に仏の三十二相を説く中で「二十七者大舌相、是菩薩大舌、從口中一出、覆一切面分、乃至髮際。若還入口、口亦不_レ滿」（大正藏二五・九一a）とある。

普明寺の僧師蘊：普明寺が律寺であつたことから、その住僧の師蘊も律師であつたものと見られるが、行歴は定かでない。

出家：この時点ではいまだ剃髪していないから、普明寺に投じて仏門への第一歩を記し、行者として師蘊に随侍したことをいう。

杜工部：盛唐の詩人である杜甫（字は子美、七一二—七七〇）のこと。河南鞏県の人。杜陵布衣・少陵野老と自称し、檢校工部員外郎となつたため、杜工部と称された。苦難に満ちた生涯を送り、同時代の李白（字は太白、青蓮居士、七〇一—七六二）とともに唐詩の双壁とされる。世寿五九歳で卒する。『唐書』卷二〇一、『旧唐書』卷一九〇を参照。

天河詩：天河は天の川、銀河系の星々のこと。『杜工部詩』卷四「五言律」に「天河」と題して「常時任_レ顕晦、秋至最分明、縦被微雲掩、終能永夜清。含_レ星動_レ双闕、伴_レ月照_レ辺城、牛女年年渡、何曾風浪生」とある。最は一に輒または転に作り、能は一に当または輪に作り、照は一に落に作る。

長時：久しく、常しえに。『杜工部詩』では常時に作る。常時も平生、常に。

顯晦：明暗。明らかなさまと暗いさま。現れることと隠れること。顯悔は誤り。

微雲：少しの雲、微かな雲。天河を仏性に比し、微雲を妄想・煩惱に譬える。

永夜：永い夜。長夜。冬至前後の夜。

警発：戒め引き起こすこと、戒め悟らせること。智愚は「天河詩」の上四句のことばを聞いて悟るところがあり、これを因として遊方行脚を決めている。

親を辞して郷を出づ：両親に暇乞いして郷里象山県を後にし、雲水の身となつて行脚の旅に出たこと。これによると、出家の身となつたとはいえ、普明寺においては父母との面会は容易であつたものであろう。

雪竇：明州奉化県西北六〇里にある雪竇山資聖禪寺のこと。応夢山・乳峰とも。山中の資聖寺は唐末に南嶽下の雪竇常通（八三四—九〇五）によつて創建され、北宋代に雲門宗の雪竇重顕（隱之・明覚大師、九八〇—一〇五二）が住持したこと得名高い。南宋代に禪宗十刹の第五位に列せられている。『雪竇寺志略』一卷や『雪竇寺誌』（勅賜雪竇山資聖禪寺誌）とも）一〇巻が存する。

煥和尚：曹洞宗宏智派の雪竇文煥のこと。宏智下の自得慧暉（一一〇九七—一一八三）に参じて法を嗣ぎ、明州の雪竇山に住持する。

師の慧暉や同門の海印徳雲も雪竇山に住持している。

浄慈：杭州（浙江省）钱塘県の西湖の南湖畔に位置する南屏山浄慈報恩光孝禪寺のこと。五代の顯徳元年（九五四）の創建でも慧日永明院と称し、法眼宗の永明延寿（智覚禪師、九〇四—九七五）が住持して『宗鏡録』一〇〇巻を著している。南宋の紹興九年（一一三九）に浄慈報恩光孝禪寺の額を賜い、その後、禪宗五山の第四位に列せられる。『浄慈寺志』三〇巻が存する。

中庵皎和尚：曹洞宗宏智派の中庵重皎のこと。宏智下の石窓法恭（一一〇二—一一八一）に参じて法を嗣ぎ、杭州臨安府の在城に存した広寿慧雲禪寺に住持し、さらに浄慈寺に遷住する。同門の古巖如壁（堅壁とも）も浄慈寺に入院している。『扶桑五山記』一「浄慈住持位次」によれば、重皎は浄慈寺第三〇世であり、如壁は第三一世である。

公務：公用。私事でない用務。ここでは叢林で行なわれる作務など日々の勤め。

坐禅：ジャーナ Jāna の音写である禪那の禪の一字に坐を付けたもの。僧堂の単位で面壁し、手は法界定印を結び、足は結跏趺坐を組んで黙々と坐ること。文煥や重皎の法祖に当たる南宋初期の宏智正覚（隰州古仏、一〇九二—一一五七）には「黙照銘」が存し、宏智派の禪風は黙照禪と称されている。黙照禪は坐禅を悟りを得るための手段とせず、仏行として実践することを旨とする。文煥や重皎は公務のほかは徹底した只管打坐を智恵ないし門下の人々

に課していたことになる。

撫愛：可愛がつて養うこと、慈しみ育てること。

〔運庵普巖との邂逅から悟道の機縁へ〕

道過金山、掩室和尚一見甚器重、通夕與語無倦。是時運庵師祖、謝事眞之天寧、解后語話、見其氣宇不凡。未幾赴道場、携師過雪上、薙染爲不釐務侍者。凡入室、常舉古帆未挂因緣、不許下語。思之、古帆未掛話有甚難會、其實只是一漚未發已前事、何得不教人下語。造方丈通見解。聲未絶、庵云、何不合取狗口、靜地裏密密體取去。歸寮不覺躁悶、忽然會得古帆未掛話清淨行者不入涅槃話。次日入室、却問、南泉斬猫兒如何。師云、大地載不起。庵低頭微笑。

道よりして金山に過るに、掩室和尚、一見して甚だ器重し、通夕、与に語りて倦むこと無し。是の時、運庵師祖、事を眞の天寧に謝し、解后して語話し、其の氣宇の凡ならざるを見る。未だ幾ならずして道場に赴くに、師を携えて雪上を過ぎ、薙染して不釐務侍者と爲す。凡そ入室するに、常に「古帆未掛」の因縁を拏し、下語するを許さず。思之えらく、「古帆未掛の話、甚の会し難きこと有らん、実に只だ是れ一漚の未だ発せざる已前の事なり、何ぞ人をして下語せしめざるを得ん」と。方丈に造りて見解を通ず。声未だ絶えざるに、庵云く、「何ぞ狗口を合取して静地裏に密密として体取し去らざる」と。寮に帰りて覺えず躁悶し、忽然として「古帆未掛」の話と「清淨行者不入涅槃」の話を會得す。次の日、入室し、却て問う、「南泉が猫兒を斬るは如何ん」と。師云く、「大地も載せ起れず」と。庵、低頭して微笑す。

金山：潤州（江蘇省）鎮江府丹徒県西北七里に存する金山龍遊禪寺

甲刹の一つに列せられる。「金山龍遊禪寺志畧」四卷、「金山志」

のこと。金山は氏父山・浮玉山・金鰲嶺とも称される。東晋代に

一〇卷、「統金山志」二卷などが存する。

沢心寺として創建され、唐代に裴頭陀がこの地で金を得たことから金山と名づけられる。北宋代に龍遊寺（龍游寺とも）と改められ、南宋の淳熙年間（一一七四—一一八九）に雲門宗の可庵蘊衷

虎丘派（松源派祖）の松源崇嶽（一一三二—一二〇二）の法を嗣ぎ、嘉泰元年（一二〇二）に洪州（江西省）建昌県の雲居山真如

（仏慧禪師）が重建し、その後、同地の焦山普濟禪寺とともに禪宗

禪院に開堂し、鎮江府の金山龍遊禪寺に遷住する。法嗣に智愚と

親しい石溪心月（仏海禪師、？—一二五六）が存する。

器重：才能を認めて重んじること。仏法の器（法器）として重視すること。

通夕：一晩中、夜通し、夜もすがら。通宵・通宵。

運庵師祖：臨濟宗松源派の運庵普巖（少瞻、一一五六—一二二六または？—一二二二）のこと。四明の杜氏。松源崇嶽に参じて法を

嗣ぎ、開禧二年（一二〇六）三月に鎮江府城の寿邱山大聖普照禪

寺に開堂し、真州の天寧報恩光孝禪寺や湖州（安吉州）の道場山

護聖万寿禪寺に住持する。宝慶二年（一二二六）八月四日に世寿

七一歳で示寂したとするが、実際は嘉定十五年（一二二二）のこ

とではなかったかと推測される。『運庵和尚語録』一卷が存する。

師祖とは師翁、師の師をいう。「行状」の撰者である閑極法雲にと

つて普巖は師翁に当たる。

真の天寧：真州（江蘇省）儀真県治東南の澄江橋の西に存した天寧

報恩光孝禪寺のこと。唐の景龍三年（七〇九）に七層の仏塔と永

和庵が創建され、北宋の崇寧年間（一一〇二—一一〇六）に報恩

光孝禪寺と名を賜う。『儀真県志』卷二「寺観」を参照。『運庵

和尚語録』に侍者智能編「真州報恩光孝禪寺語録」を収める。

解后語話：解后は邂逅のことで、思い掛けなく出会うさま、期せず

して相い逢うこと。語話は話をする、ものを言うこと。

氣宇：気概・見識。心の持ち方、氣位。

道場：湖州（浙江省）安吉州烏程県南西二里に存する道場山護聖

万寿禪寺のこと。唐代の中和年間（八八一—八八五）に青原下の

道場如訥（伏虎祖師）によって開創される。正真禪院・妙覺寺を

経て、元豊三年（一〇八〇）に護聖万寿禪寺と改名する。十刹の

第二位。『運庵和尚語録』に侍者惟衍編「安吉州道場山護聖万寿禪

寺語録」を収める。『烏程県志』卷九「寺観」の護聖万寿禪寺の項

を参照。

雷上：湖州吳興県治の南に存する雷溪の辺のこと。諸河川の集まる

ところ。四水が合流して轟音が發することになむ。雷は雨や雷

の喧しい音の意。

薙染：剃髪すること。髪を下ろして僧となること。『運庵和尚語録』

には侍者の智能や副寺の智密の名が存するから、普巖は剃度の門

人に法諱を安名する際に「智」の一字を系字として付与していた

ものらしい。

不釐務侍者：侍者寮に席がありながら侍者の実職を勤めない者。特

別な名譽職としての侍者。侍者の実務をせずに士大夫などと同じ

く入室参禪することが許される役職。釐務は執務、事務を修める

こと。智愚のほかにも大慧宗杲・鉄鞭允詔・西巖了慧などが不釐

務侍者に就いたことが知られる。

入室：師の丈室（方丈）に入ること。修行僧が師の室に入って修行

上の重要な問題を問ひ質すこと。

古帆未挂の因縁：帆を掛けて舟が動き出す前。仏がまだ世に現われ

ぬとき、ものごとがいまだ働き出す以前の消息をいう。古帆は古

びた舟の帆。挂も掛も帆を掛けること。『景德伝燈録』卷一六「鄂州巖頭全豁禪師」の章に「問、古帆未挂時如何。師曰、後園驢喫草」とある。ただし、『五燈会元』卷七「鄂州巖頭全豁禪師」の章では「問、古帆未挂時如何。師曰、小魚吞大魚。又僧如前問。師曰、後園驢喫草」として二つの問答となっている。

下語…コメントを付ける。ここでは修行僧が師に対して自らの見解を述べること。

一漚の未だ発せざる已前の事…一粒の泡が発生する以前の消息。ものごとの兆す以前のありよう。『景德伝燈録』卷一九「袁州木平山善道禪師」の章に「初謁樂普問、一漚未発已前、如何辨其水脉。樂普曰、移舟諳水勢、拳棹別波瀾」とある。

方丈…住職の居間・寝室。一丈四方の居室の意。『維摩經』に載る維摩居士の故事に基づく。

見解…視点・見地・立脚点。自分でつかみ得たところ。狗口を合取して…狗口は犬のように吼えたてる口、多弁饒舌のこと。

合取は閉じる、口を塞ぐこと。

静地裏…静かな中で。地は副詞語尾。裏は…の中、…のうち。

密密…細かさま、綿密。努め励むさま。

体取…丸ごと掴むこと。本質を体で掴み取ること。体取・体解。

寮…禅寺内で職位に応じて住むそれぞれの寮舎。ここでは侍者寮。

躁悶…胸中が煮え返ること。躁は苛立つこと、心が騒がしく乱れる

こと。悶は悶える、思い悩むこと。

清淨行者不入涅槃の話…般若空という法界平等性の立場から、一切法を空と見、逆罪にも本性がないとし、一切の業縁が不去不来、非因非果であれば、犯重の比丘も地獄に墮せず、清淨行者も涅槃に入らないとする。『文殊師利所説摩訶般若波羅蜜經』によれば「如是逆罪、亦無本性、不生天上、不墮地獄、亦不墮涅槃。何以故。一切業縁、皆住實際、不来不去、非因非果。何以故。法界無辺、無前無後故。是故、舍利弗、若見犯重比丘不墮地獄、清淨行者不墮涅槃、如是比丘非応供、非不応供、非尽漏、非不尽漏。何以故。於諸法中住平等故」（大正藏八・七二八b）とあり、『大宝積經』卷一六「文殊師利説般若会」（大正藏八・六五二b-c）にもほぼ同文で載る。

南泉が猫兒を斬る…「南泉斬猫」の古則。『景德伝燈録』卷八「池州南泉普願禪師」の章に「師因東西両堂各争猫兒、師遇之白衆曰、道得即救取猫兒、道不得即斬却也。衆無对。師便斬之。趙州自外帰、師拳前語示之。趙州乃脱履、安頭上而出。師曰、汝適来若在、即救得猫兒也」とある。我々が日常に分別是非する以前の自由無碍な消息を端的に示す公案といえる。南泉普願（王老師、七四八―八三四）は鄭州（河南省）の王氏の出身で、南嶽下の馬祖道一の法を嗣ぎ、池陽（安徽省）の南泉山に化導を敷く。法嗣の趙州從諗（實際大師、七七八―八九七）とともに唐代禅宗を代表する破格の禅者として知られる。猫兒を斬つた普願の行為は犯重の比丘に当たる。

大地も載せられず……大地も載せ切れない。『景德伝燈録』卷二八「玄沙宗一師備大師」の上堂に「大地載不起、虚空包不尽」の語句が見られる。ここでは罪犯弥天の意か。

低頭……頭を下げて敬礼すること。問訊。掌を合わせ、体を曲げて頭を低く垂れる。

微笑……につこり微笑むこと。普巖が智愚のことに満足したさま。

〔諸山歴遊して荊門玉泉寺と廬山東林寺に到る〕

自此徧歴諸大老之門、與石帆衍叔結盟、游江淮湘漢、巡禮祖塔。坐夏荊門玉泉、因思虞察院於疎山壽塔因緣發明、孜孜參究。因過廬山、大雪彌月。在東林且過堂夜坐、無心中會得大嶺古佛放光時節。自此凝滯泮然。

此れより諸大老の門を遍歴し、石帆衍叔と盟を結んで、江淮湘漢に遊び、祖塔を巡礼す。荊門の玉泉に坐夏し、因みに虞察院の「疎山壽塔」の因縁に於いて發明するを思い、孜孜として参究す。因みに廬山を過ぐるに、大雪、月を弥る。東林の且過堂に在りて夜坐するに、無心の中に大嶺古仏放光の時節を會得す。此れより凝滯泮然たり。

諸大老の門……具体的に誰に参じたかは定かでないが、『虚堂和尚語録』

卷四「靈隠立僧普説」によれば、明州鄞県東五〇里の阿育王山広

利禪寺の西塔において臨済宗大慧派の秀巖師瑞（？——二三三）に参学していることが知られる。

石帆衍叔……運庵普巖の法を嗣ぎ、智愚の法弟に当たる石帆惟衍のこと。行歴は定かでない。蘇州呉県の承天能仁禪寺や杭州の浄慈寺を経て、明州鄞県東六〇里の天童山景德禪寺に住持する。惟衍の法を嗣いだ西礪子曇（大通禪師、一二四九—一三〇六）は来日を果たしている。衍叔とは「行状」を撰した閑極法雲にとつて惟衍が法の叔父に当たることにちなむ。

江淮湘漢……江淮は長江と淮水の地、いまの江蘇省と安徽省の一带。

湘漢は湘水と漢水の地、いまの湖南省と湖北省の一带。

祖塔を巡礼す……順次に祖師の墓塔を参拝すること。『虚堂和尚語録』

卷六「礼祖塔」によれば、智愚が巡礼した墓塔は宝峰馬大師（道

一塔）・大梅常禪師（法常塔）・龍牙遁禪師（居遁塔）・石霜千

僧塚（慶諸塔）・石霜慈明大師（楚円塔）・明招謙禪師（徳謙

塔）・牧護和尚定身（蘇州蘇溪塔）・明教大師（契嵩塔）・覺範

和尚塔在同安（慧洪塔）などであり、浙江・江西・湖南に及んで

いる。

荊門の玉泉……荊州（湖北省）当陽県西三〇里の玉泉山（覆船山）の

東南麓に存する玉泉禪寺のこと。隋の大業年間（六〇五—六一七）に天台宗祖の天台智顛（智者大師、五三八—五九七）が化導をなし、唐代に北宗禪の玉泉神秀（大通禪師、？—七〇六）が住持した地として知られる。『当陽玉泉志』六卷が存する。南宋初中期には楊岐派の窮谷宗璉などが住持しているが、智愚が玉泉寺で具体的に如何なる禪者に参学したのかは定かでない。

坐夏：夏安居に坐すること、夏安居に加わって制中を過ごすこと。三ヶ月の制中（修行期間）を特定の寺院で過ごすことと法臘（受戒後の僧としての年齢）が一年増す。

虞察院：伝は未詳。虞は氏姓。察院は官職の名、都察院の略。都察院は法令を掌り、これを内外に頒布し、また王令を記録することとを掌る。あるいは『禪林宝訓』卷二「靈源謂円悟云」に「与虞察院書」として載る虞護（官は察院）のことを指すか。

疎山寿塔の因縁：洞山下の疎山匡仁（光仁とも、矮師叔）の寿塔にちなむ「疎山与多少錢」の公案。寿塔は僧が生前に予め建てて自己の墓塔。『宗門聯燈会要』卷二二「撫州疎山羌仁禪師」の章に「師因知事為造壽塔畢、來白師。師云、將多少錢与匠人。云、一切在和尚。師云、為將三文与匠人、為將兩文与匠人、為將一文与匠人。若道得、与吾親造塔。知事無对。羅山閑禪師、時在大嶺住菴。其僧到大嶺。閑問、甚麼來。云、疎山。閑云、有何言句。僧拳前話。閑云、還有入道得麼。云、未レ有入道得。閑云、汝却歸去、拳似疎山道、大嶺云、若將二

三文与匠人、和尚此生、決定不レ得塔、若將兩文与匠人、和尚与匠人、共出一隻手、若將一文与匠人、帶累匠人、眉鬚墮落。僧回拳似師。師具威儀、望大嶺作礼、嘆云、將謂無入、大嶺有古仏、放光射到此間。却語僧云、爾去向大嶺道、猶如藟月蓮花。僧持此語拳似閑。閑云、早是龜毛長数尺」と記され、この話頭はすでに『祖堂集』卷九「羅山和尚」の章にも見える。疎山匡仁は曹洞宗祖の洞山良价（悟本大師、八〇七—八六九）に参じて法を嗣ぎ、撫州（江西省）臨川県の疎山白雲禪院に化導を敷く。

發明：開き明らかにすること。真理を明らかに徹見すること。悟りを得ること。

孜孜：怠らずに努めるさま。努め励むさま。

廬山：江西省の名山。洪州（南康府、いまの南昌）星子県西北より江州（九江）徳化県に接する大山で、気候は温暖で風光明媚なことから、古来、霊場として栄え、山中には帰宗寺・棲賢寺・東林寺・西林寺・円通寺・開先寺・天池寺などの諸刹が存した。『廬山志』二卷のほか、『廬山記』五卷、『廬山外集』四卷、『廬山紀事』二卷などが存する。

東林：廬山大林峰の一峰、擲筆峰に存する東林禪寺のこと。古く廬山慧遠（三三四—四一六）や謝靈運（康楽侯、三八五—四三三）ゆかりの古址として知られ、北宋代には東林常総（照覚禪師、一〇二五—一〇九二）と蘇軾の相見の地としても名高い。甲刹の一

つ。「廬山志」卷二の「東林寺」の項を参照。

大雪、月を弥り：弥月は月をわたる、翌月に跨ること。大雪が幾月にもわたること。

日過堂：日過寮とも。雲水行脚する修行僧を宿泊させる寮舎。
夜坐：夜坐は黄昏坐禪・初夜坐禪とも。日没後に僧堂で行なう坐禪。

また真夜中にひとり独坐すること。

無心の中：無心は一切の意識作用を滅した状態。深い禪定の境地。

大嶺古仏の放光の時節：大嶺古仏は羅山道閑（法宝禪師）のこと。

道閑は福州長溪の陳氏。徳山下の巖頭全豁（清儼大師、八二八一

八八七）の法を嗣ぎ、福州閩侯県の羅山に化導を敷く。大嶺は道

閑が羅山に入る前に住庵していた地であるが、おそらく六祖慧能ゆかりの大庾嶺の地を指すものと見られる。放光は疎山匡仁が道

閑を称えて「大嶺に古仏有り、光を放ち射して此の間に到る」と述べたことにちなむ。

凝滞：渋滞。こだわりなすむこと。埒らずに滞ること。疑団によって修行が停滞すること。

泮然：氷などが溶けるさま。氷釈。ここでは心の蟻などが溶けること。

〔無二月と北禪礼〕

其時無二月和尚主福嚴、奔走龍象。師往依之、即命典藏。有脩首座、飽參碩學、歸隱南嶽、影不出山、未嘗容易肯可諸方。師與商略古今、反覆博約、深相契合。有北禪禮和尚、機辯峻捷、衲子少得登其門者。師一日訪之、厲聲曰、新到相看。禮云、長老不在。師云、已得真人好消息。禮出喚行者云、新到僧在那裏。師指露柱云、和尚問、你何^①不答。禮云、甚處來。師云、福嚴。禮云、行李在甚麼處。師云、在旦過堂。禮云、我不問你者箇行李。師云、若是那箇行李、北禪門下著不得、傾倒不忍舍。

其の時、無二月和尚、福嚴を主り、龍象を奔走せしむ。師、往いて之れに依るに、即ち命じて藏を典らしむ。脩首座有り、飽參の碩學にして、南嶽に帰隱し、影、山を出でず、未だ嘗て容易に諸方を肯可せず。師、与めに古今を商略し、反覆博約し、深く相い契合す。北禪礼和尚有り、機弁は峻捷にして、衲子、其の門に登るを得る者少なし。師、一日、之れを訪い、声を厲して曰く、「新到、相い看ゆ」と。礼云く、「長老は不在なり」と。師云く、「己に真人の好消息を得たり」と。礼、出でて行者を喚んで云く、「新到の僧、那裏にか在る」と。師、露柱を指して云く、「和尚問う、你、何ぞ答えざる」と。礼云く、「甚処より来たる」と。師云く、「福嚴」と。礼云く、「行李、甚麼の処にか在る」と。師云く、「旦過堂に在り」と。礼云く、「我

れ你に者箇しやこの行李を問わず」と。師云く、「若し是れ那箇なこの行李ならば、北禅門下、著不得、傾倒して舍つるに忍びず」と。

無二月和尚：臨濟宗大慧派の拙庵徳光（仏照禪師、一一二一—一二

〇三）に参じて法を嗣いだ無二月のこと。法諱の上字は定かでない。

南嶽において天柱峰の福嚴禪寺や祝融峰の高台禪寺（南台寺とも）に住持する。当時、智愚のほか破庵派無準下の環溪惟一

（一一二〇—一一二八）や楊岐派の竹巖妙印（一一八七—一二五五）

も南嶽の無二月に参じている。

福嚴：南嶽の天柱峰の傍らに存する福嚴禪寺。古く南嶽慧思（思大

和尚、五一五—五七七）が般若道場を開創したことに始まり、六

祖下の南嶽懷讓（大慧禪師、六七七—七四四）の住持地として知

られ、法嗣の馬祖道一（大寂禪師、七〇九—七八六）を「磨甄作

鏡」の因縁で育成したことで名高い。観音台・磨鏡台などがある。

龍象：優れた力量・見識を備えた僧。学徳兼備の修行僧。

奔走：走り行くこと、急いで走り赴くこと。

命じて蔵を典らしむ：無二月が智愚を福嚴寺の蔵主に任命したこと。

蔵主は蔵殿（経蔵）の主管であり、禪寺の図書館長に当たる。

脩首座：福嚴寺の無二月の席下に在つて首座（第一座）を勤めてい

た禪者。無二月の法を嗣いだのか否かは定かでないが、きわめて

厳格で隱遁的な禅風を振つた人であつたらしく、「虚堂和尚語録」

卷六「仏祖贊」にも「南嶽修首座」の祖贊が存する。

飽参の碩学：飽参とは十分に会得し、参師問法の必要がなくなるこ

と。碩学は学を究めた人、ここでは仏法に通じたすぐれた僧。

南嶽：中国の五嶽の一つ。衡州（湖南省）衡山県西北三〇里に位置

し、衡山・衡嶽とも称され、古来、道教の霊場として知られる。

また山中には懷讓の福嚴寺のほか、青原下の石頭希遷（無際大師、

七〇〇—七九〇）ゆかりの南台寺、祝融峰の観音巖に存する高台

寺など、多くの仏教寺院が残されている。「南嶽志」八卷や「南嶽

総勝集」三巻などが存する。

帰隱：帰り隠れること。世を捨てて隠居すること。

影、山を出でず：影は姿かたち。脩首座が南嶽に入山して後、再び

山を下らなかつた消息をいう。

肯可：頷き認める、よしとして認可すること。

古今を商略し：古今は古と今。ここでは禅門の古今の祖師たちの古

則公案など。商略は商量。相談すること。

反覆博約：反覆はもとに戻す、言行や態度をしばしば変えること。

博は広く通すること、約は省略する、引き締める、省いて簡単に

すること。龐に入り細に入ること。

契合：符合。一致すること。割り符を合わせたように両方がぴつた

り合うこと。

北禅礼和尚：如何なる禅者か不詳。あるいは臨濟宗楊岐派の龍門清

遠（仏眼禪師、一〇六七—一一二〇）より雲居法如（一〇八〇—

一四六)・円極彦岑と嗣承する福嚴礼がこれに当たるか。北禅については地域的に衡州常寧県の北禅慧雲禅院がこれに該当しよ
うか。

機弁：巧妙な話ぶり。機根に契つた弁舌、学人に対する適切な指導。
峻捷：峻は厳しい、険しいこと。捷は早い、すばやい、聡いこと。

衲子：衲衣(補縫した袈裟)を着した僧。衲僧。禅僧のこと。

其の門に登るを得る者少なし：掛搭を許されて席下に連なることができる者が少ないこと。

声を厲して：声を張り上げること。大声を出すこと。厲は励に同じ。
新到、相い看ゆ：新到は新たに禅寺に掛搭した僧。新参者・新入り。
相看は相見、互いに見る、互いに対面すること。

長老は不在なり：長老は寺の住職・和尚。北禅礼が自ら不在であると示した。

真人：無位の真人。真の解脱人。自由人。「臨濟慧照禅師語録」の「上堂」に「赤肉团上有二無位真人、常従汝等諸人面門」出入、未証拠「者看看」とある。

好消息：耳寄りな知らせ。好は好ましい、好い。消息は動靜・状況。
行者：禅寺で種々の用務をする者。いまだ正式に得度せず髪を剃っていない者。

〔浄慈寺の如浄と靈隠寺の笑翁妙堪〕

由是回浙、到浄慈見浄和尚。浄問云、你還知所生父母通身紅爛在荆棘林中麼。師云、好事不在匆忙。浄隨後打一拳。師展兩手

那裏：ここでは疑問詞。どこ、どちら。這裏に対する語の場合は、あそこ、あちら。

露柱：丸出しの柱。仏殿や法堂などの建物のそとの露天に立つ石柱
または木柱か。人間的な知覚・情識を超えたものの意に取る。

甚処より来たる：どこから来た。甚処はどこ。来処を尋ねるのは禅の常套語。

行李：袈裟行李のこと。修行僧が行脚する際に携帯する荷物入れ。
行脚の道具。

甚麼の処：どこ。甚麼は什麼に同じ。疑問詞。

且過堂：且過寮。禅宗叢林で諸方よりやって来た修行僧が一夜を過
ごす寮舎。雲水行脚の僧を宿泊させる建物。

者箇の行李：この実践。者箇は這箇・遮箇とも、これ・この。
那箇の行李：あの実践。那箇はそれ・その、あれ・あの。行李には

別に行履の意がある。行履とは日常の起居動作、一切の行為、日常の修行のあり方をいう。

著不得：着き得ない。門下に止まることができない。

傾倒して舍つるに忍びず：智愚が心を北禅礼に傾倒して捨て去るに
忍びないことをいうか。傾倒は傾き倒れる、深く心を寄せること。
舎は捨に通じ、捨てておく、止めてしまうこと。

云、且緩緩。時笑翁和尚住靈隱、以虎丘舊職命師再尸藏事。擧住杭之廣覺、力辭。

是れに由りて浙に回り、淨慈に到りて淨和尚に見ゆ。淨問うて云く、「你、還た所生の父母、通身紅爛して荊棘林中（けいせきりんちゆう）に在るを知るや」と。師云く、「好事、匆忙に在らず」と。淨、隨後に打つこと一拳す。師、両手を展べて云く、「且緩緩」と。時に笑翁和尚、靈隱（りんいん）に住し、虎丘（こきゆう）の旧職を以て、師に命じて再び藏事を尸らしむ。拳して杭の広覺に住せしめんとするも、力めて辭す。

浙に回り…浙は瀾とも書き、浙江ないし両浙の意で、智愚の郷里明州を含む浙江省のこと。

淨慈：杭州の淨慈寺のこと。前出。

淨和尚：曹洞宗真歇派の長翁如淨（淨長、一一六二—一二二七）のこと。越州（浙江省）山陰県の毛氏。雪竇山の足庵智鑑（一一〇五—一一九二）に參じて法を嗣ぎ、建康府（南京）の石頭山清涼禪寺、台州黃巖県の瑞巖淨土禪院、杭州の淨慈寺、明州定海県の瑞巖開善禪寺、淨慈寺再住を経て、明州鄞県の天童山景德禪寺に住持する。『扶桑五山記』一「淨慈住持位次」によれば、如淨は淨慈寺第三六世とされているが、実際はおそらく第三三世に当たろう。長翁というのは渾名の転化によるものであり、如淨は道号を用いなかつたことから、単に「淨和尚」とのみ記されているのであろう。宝慶三年七月一七日に世寿六六歳で示寂。『如淨和尚語録』が存する。法嗣に日本の永平道元（仏法房、一一〇〇—一一五三）があり、智愚が如淨を訪ねたのは如淨の淨慈寺再住期のことであるから、道元とは擦れ違いであつたと見られる。

所生の父母…生んでくれた両親のこと。この因縁は「景德伝燈録」

卷二四「澧州葉山惟儼禪師」の章に「僧問、学人擬帰郷時如何。

師曰、汝父母偏身紅爛、臥在荊棘林中、汝帰何所。僧曰、恁麼

即不帰去也。師曰、汝却須帰去、汝若帰郷、我示汝箇休粮

方。僧曰、便請。師曰、二時上堂、不得敲破一粒米」として

載る問答を踏まえている。故郷に帰れば父母の恩愛の網に纏われ

て抜け出ることができないことを示す公案。すでにこのとき智愚

の父母は没していたのかも知れない。

通身紅爛…からだ全体が焼け爛れること。通身は全身、からだ全体。

紅爛は赤く爛れること。地獄に墮しているさま。

荊棘林中…いばらの林の中。荊棘はとげのある灌木のこと。衣を破

り、足を傷つけ歩くのに困難なところ。

好事、匆忙に在らず…好事は好いこと、有益なこと。忽は忽せにす

る、そそっかしい。忙は忙しい、あわただしい。如淨の鋭い質問

を抑える意を含む。

隨後に打つこと一拳す…ただちに拳骨をくらわせること。隨後は、

間をおかずに、すぐに。扠拳棒喝を弄する如浄の峻厳な接化が窺われる。

両手を展べて：両手の手のひらを開く。両手のひらを開いて差し出すこと。

且緩緩：まあ、ゆつくりとやりましょう、そう急ぎ込まないでくださいの意。智慧が如浄の激しい氣迫を抑えたことば。

笑翁和尚：臨済宗大慧派の笑翁妙堪（一一七七—一二四八）のこと。

明州慈溪県の毛氏。天童山の無用浄全（越州翁大木、一一三七—一二〇七）に参じて法を嗣ぎ、蘇州の虎丘山雲巖禪寺や福州の雪

峰山崇聖禪寺を経て、杭州の北山景德靈隱禪寺に住持する。その後、史彌遠の帰依で明州鄞県の大慈山教忠報國禪寺の開山となり、

さらに台州の瑞巖浄土禪院、杭州の浄慈寺、明州の阿育王山広利禪寺に歴任する。淳祐八年三月二七日に世寿七十二歳で示寂。『無文

印』巻四と『物初贖語』巻二四に「笑翁禪師行状」が存する。『扶桑五山記』一「靈隱住持位次」によれば、妙堪は靈隱寺の第三二世である。

靈隱：杭州錢塘県西一二里の靈隱山（武林山）に存する北山景德靈隱禪寺のこと。古く東晋の咸和三年（三二八）にインド僧の慧理

が庵居して訳経に従事し、靈隱寺と称したことに始まり、呉越王が永明延寿を請して開堂せしめ、伽藍を一新する。北宋の景德四

年（一〇〇七）に景德靈隱禪寺の額を賜る。南宋代には五山の第二二位に列する。『靈隱寺志』八巻が存する。

二位に列する。『靈隱寺志』八巻が存する。

虎丘：蘇州（江蘇省）呉県西北七里にある虎丘山（虎邱山・海湧山）のこと。山中に雲巖禪寺が存し、臨済宗楊岐派（虎丘派祖）の虎

丘紹隆（睦睡虎、一〇七七一—一一三六）が住持したことで名高く、南宋代には十刹の第九位に列せられる。『重修虎邱山志』二四巻が

存する。笑翁妙堪は宝慶元年（一二二五）より一年間を虎丘山の住持として化導しており、このとき智慧はすでに虎丘山で妙堪に

随侍した経験が存したものらしい。智慧は虎丘山の妙堪のもとで

「虎丘十詠」を詠じており、もと博多の石城山妙楽円満禪寺の什宝であったが、現在は熱海市のMOA美術館に所蔵されている。『石

城遺宝』にも智慧が虎丘山の妙堪の席下で記した頌軸の記事が載せられる。

旧職：以前に勤めた職位。智慧がかつて虎丘山の笑翁妙堪のもとで勤めていた何らかの役職。

藏事：藏殿の主管である藏主（知藏）の職位。もと藏主は禪寺で大藏経など典籍の閲覧や看経をつかさどる役職であったが、南宋に入ると有名無実化し、しだいに名譽職となつている。智慧はす

に南嶽の無二月の席下で藏主を勤めている。

杭の広覚：杭州於潜県東二五里の豊国郷に存した広覚禪院のこと。もと落雲院といい、南嶽下の金華俱胝のゆかりの地とされる。清

泰三年（九三六）に建ち、治平二年（一〇六五）に広覚院と改ま

る。『咸淳臨安志』巻八四「寺觀〈於潜県〉」に広覚院の記事が載せられている。

「開堂出世から諸山歴住」

忠獻史衛王、秉鈞軸、嘉禾天寧別浦、以師名聞之、出世興聖。實紹定二年也。復遷報恩。開府存畊趙公、以明之顯孝、力請開山。復遷瑞巖。二年丐退、掩關啓霞、萃成頌古代別。延福虛席、侍郎黃公堅請主之。繼遷婺之寶林。

忠獻史衛王、鈞軸きんじくを乗り、嘉禾天寧の別浦、師の名を以て之れを聞し、興聖に出世せしむ。実に紹定二年なり。復た報恩に遷る。開府の存畊趙公、明の顯孝を以て、力めて開山に請す。復た瑞巖に遷る。二年にして退くことを丐い、関を啓霞に掩い、頌古じゆこ・代別だいてつを萃め成す。延福、席を虚き、侍郎の黄公、堅く請して之れを主らしむ。繼いで婺の宝林に遷る。

忠獻史衛王：史彌遠（字は同叔、冲虚道人、一一六四—一二三三）のこと。明州鄞縣の人。史浩（字は直翁、真隱居士、一一〇六—一一九四）の第三子。淳熙一四年（一一八七）の進士。韓侂胄（字は節夫、一一五二—一二〇七）を誅して頭角を現し、寧宗から理宗の治世に太師左丞相・枢密使として国政を執り、会稽郡王に封ぜられる。紹定六年に七〇歳で卒し、忠獻と諡する。嘉定年間（一一〇八—一二三四）に禪寺の五山十刹制度を制定したとされる。智愚のほか無準師範・笑翁妙堪・無量宗寿など多くの禪者と交流し、『大光明藏』に序を付する。

鈞軸：鈞軸とも。国政を担当する宰相のこと。鈞は陶器を作る轆轤。軸は車の心棒。枢は戸の開閉する軸。

嘉禾：秀州（浙江省）嘉興府の嘉興縣や秀水縣の一带。嘉禾は穂の多くついた立派な稲の意。元代以前は秀水縣は嘉興府郡治ないし嘉興縣に属した。

天寧：嘉興府郡治ないし秀水縣治城内の北一里に存した天寧報恩光孝禪寺のこと。もと漢の巖助（会稽太守）の宅とされ、唐の咸通年間（八六〇—八七三）に施水院となり、その後、寿聖院・天寧寺・天寧万寿院などを経て、紹興二三年（一一四三）に報恩光孝禪寺と改まる。『至元嘉禾志』卷一〇「寺院」や『嘉興府志』卷一八「寺觀一〈秀水縣〉」を参照。

別浦：臨濟宗大慧派の別浦法舟のこと。拙庵徳光の高弟のひとり空叟宗印に参じて法を嗣ぐ。嘉興府の天寧報恩光孝禪寺や湖州（安吉州）の道場山護聖万寿禪寺に住持する。『虚堂和尚語録』卷一「嘉興府興聖禪寺虚堂和尚語録」に法舟が撰した「諸山勸請疏」が載せられている。

興聖：嘉興府郡治ないし秀水縣治東北に存した興聖禪寺。南宋第二代の孝宗（一一二七—一一九四、在位は一一六二—一一八九）が建炎元年（一一二七）一〇月二日に生誕した地とされ、嘉定元

年(一一〇八)に郡守の趙希道によつて興聖禪院と改められている。流虹聖地興聖禪寺の勅額を賜う。『至元嘉禾志』卷一〇「寺院」や『嘉興府志』卷一八「寺觀一秀水県」を参照。

出世：住職として開堂すること。世俗を棄てた出家者が修行の功が成つて再び世間に出て人々を教化する意。

紹定二年：「嘉興府興聖禪寺虛堂和尚語録」によれば、智愚は靈隱寺で招請を受け、紹定二年(一二三九)五月一日に入寺開堂をなしている。

報恩：別浦法舟がかつて住持していた嘉興府天寧報恩光孝禪寺のこと。智愚が入寺したのは端平二年(一二三五)のことである。『虛堂和尚語録』卷一に「嘉興府報恩光孝禪寺語録」を収める。

開府：役所を開設して下役を置くこと。地方長官の総督・巡撫。

存畊趙公：趙与權(字は悦道、号は存耕・愚叟)のこと。趙希言(字は若訥、一一六四—一二二四)の子。嘉定七年(一二二四)の進士。明州に居し、資政殿大学士となり、奉化郡王に追封される。『虛堂和尚語録』卷七「偈頌」に「趙開府訪霞谷次韻謝之」を収める。

明の顕孝：明州定海県(いま鎮海県)西五里に存した顕孝接待院のことか。『延祐四明志』卷一八「釈道攷下」の「定海県寺院」を参照。『虛堂和尚語録』卷一に「慶元府顕孝禪寺開山語録」を収める。

開山：寺院を開創した僧。ここでは律寺を禪寺に改めて開山となし

た者。「慶元府顕孝禪寺開山語録」の「師入寺上堂」に「次拈香、奉下為革律為禪功德主侍読尚書資諳祿算」とある。

瑞巖：明州定海県東南九〇里に存した瑞巖開善禪寺のこと。山は十二峰に連なり、青松峰(芝峰)とも呼ばれ、山中に靈芝を産したことから瑞巖と名づけられた。唐末に郡守の黄晟が創建したとき、景福二年(八九三)に瑞巖禪寺と名づけられ、北宋の治平二年(一〇六五)に開善禪寺の額を賜う。『延祐四明志』卷一八「釈道攷下」の「定海県寺院」を参照。南宋初期に宏智派の石窓法恭が久しく化導を敷いたことで名高く、智愚の入院する以前には真歇派の長翁如浄や大慧派の無量宗寿などが住持している。『虚堂和尚語録』卷一に「慶元府瑞巖開善禪寺語録」を収める。

啓霞：明州定海県東南七〇里の啓霞山崇梵禪院のこと。霞谷とも称される。五代の天福元年(九三六)の創建とされ、北宋の宝元元年(一〇三八)に崇梵禪院の額を賜り、その後、仏巖禪寺と改名される。『延祐四明志』卷一八「釈道攷下」の「定海県寺院」を参照。智愚が啓霞山に隠閑した当時、住持は曹洞宗真歇派の棘林杷(？—一二五八?)であった。棘林杷は足庵智鑑の法嗣で、長翁如浄の法弟に当たり、明州鄞県西南一二〇里の仗錫山延勝禪院にも住持して長寿を保つ。智愚とは長年の道交を有したことで知られる。

頌古：「虚堂和尚頌古」のこと。頌古とは祖師が遺した古則公案に詩偈を付して頌贊したもの。『虚堂和尚語録』卷五に侍者無隱編「頌古百則」を収め、その末尾に淳祐二年(一二四二)に智愚が

記した自跋を載せている。

代別：「虚堂和尚代別」のこと。代別とは代語と別語をいう。代語は古則で答える者が無語の場合に古人に代わって一語を下すこと。別語は古則の問答の答えなどに対して別に自らの見識で一語を下すこと。『虚堂和尚語録』巻六に「代別一百則」を収める。

延福：明州昌国県東四〇里の富都郷の三都に存した方松山延福禪寺のこと。唐の光化二年（八九九）に法融によって創建され、羅漢院と名づけられ、北宋の大中祥符元年（一〇〇八）に延福院の額を賜い、淳熙一四年（一一八七）に律院から禪院に改められる。『大徳昌国州図志』巻七「寺院」を参照。『虚堂和尚語録』巻一に「慶元府方松山延福禪寺語録」を収める。後に破庵派の無学祖元（仏光国師、一二三六―二二八六）の俗兄である仲拳懷徳も住持している。

侍郎の黄公：四明太守（知慶元府）の黄壯猷のこと。浙東提拳・知紹興府・知慶元府などを歴任。『延祐四明志』巻二「職官攷上」に

「松源塔への帰隠と阿育王山への入寺」

五年嬰強寇之難、歸松源塔下。東谷和尚主冷泉、欲擧立僧、恐不俯就衲子、再三禮請。師從之、開室普説、垂三轉語、罔有溱泊。寶祐戊午、育王虚席、禪衲毅然陳乞。有司節齋尙書陳公、嘉其公議、特與敷奏。是年四月、領寺事。

五年にして強寇の難に嬰り、松源塔下に歸す。東谷和尚、冷泉を主り、立僧に拳せんと欲し、衲子に俯就せざるを恐れ、再三礼請す。師、之れに従い、室を開いて普説し、「三轉語」を垂るるに、溱泊するもの有ること罔し。宝祐戊午、育王、席を虚

宋代の知府制として「黄壯猷。秘閣修撰知慶元府、兼沿海制置副使。淳祐三年正月」とあり、黄壯猷は淳祐三年（一二四三）正月より淳祐四年八月までの間、明州慶元府の知府として在任している。『虚堂和尚語録』巻七「偈頌」に「上四明守黄侍郎辞延福」を収める。

婺の宝林：婺州（浙江省）金華府義烏県南二五里に存する雲黄山宝林禪寺のこと。雲黄山は雲横山・松山とも呼ばれ、山中の宝林寺（双林）は梁の大同五年（五三九）に傅翕（善慧大士・傅大士、四九七―五六九）によって開創されたと伝える。南宋代には十刹の第八位に列せられる。智愚のほか、宏智派の短篷遠（遠鉄樞、？―一二四七）や無準下の兀庵普寧（宗覚禪師、一一九七―一二七六）さらに松源派の明極楚俊（仏日焰慧禪師、一二六四―一三三六）などが住持したことで知られる。『義烏県志』巻一八「寺観」の「宝林禪寺」の項を参照。

くに、禪衲、毅然として陳乞す。有司節齋尚書の陳公、其の公議を嘉し、特に与めに敷奏す。是の年の四月、寺事を領す。

強寇の難…南宋末期には蒙古（モンゴル）が南進し、南宋各地に攻め込んで略奪を繰り返しているが、おそらく婺州金華の地にも寇難が及んだのであろう。

松源塔下…智愚の法祖に当たたる臨濟宗虎丘派（松源派祖）の松源崇嶽（一一三一一二〇二）の祖塔。杭州の靈隱山（武林山・北山）の北高峰の原に塔頭鷲峰庵が建てられ、墓塔が立石される。『渭南文集』巻四〇「塔銘」に陸游（字は務観、号は放翁、一一二五—一二二〇）が撰した「松源禪師塔銘」が存し、そこに「奉全身、塔於北高峰之原。塔成之四年、香山遣其侍者道敷以師八會語錄来求銘於游」とある。

東谷和尚…曹洞宗宏智派の東谷妙光（？—一二五三）のこと。常州（江蘇省）無錫の人。明極慧禪（法禪とも）に参じて法を嗣ぎ、嘉興府嘉興県西の本覚禪寺、蘇州呉県西南の靈巖禪寺、無錫県の褒忠顯報華藏禪寺、呉県の万寿禪寺を経て、明州の阿育王山さらに杭州の靈隱寺に勅住する。宝祐元年二月五日に示寂する。『増集続伝燈錄』巻六末「五燈会元補遺」に伝が存する。

冷泉…杭州の靈隱寺のこと。山内に冷泉亭が存したことになむ。立僧…正規の首座のほか別に立てた首座。西堂や前堂など老宿中より学徳兼備の人を拝請し、寺内の修行僧のために法を説かせしめる。

俯就…己を屈してそれに就くこと。師が弟子を導くために自己を屈して親しみ易くすること。

再三礼請…東谷妙光が靈隱寺に住持したのは大慧派の大川普濟（一一七九—一二五三）が宝祐元年一月八日に示寂して以降のことであり、曹洞禪者として稀な入院であったため、曹洞宗と関わり深い智愚を再三にわたり立僧首座に拝請したのであろう。

室を開いて普説し…開室は師家が室を開いて修行僧の入室参問を許すこと。普説は普く一切の法を説く意。上堂と相違し、祝香を焚かず法衣（袈裟）も搭けない。『虚堂和尚語録』巻四に侍者浄覃編「靈隱立僧普説」を収める。

三転語…智愚が靈隱寺鷲峰庵で学人のために示した三問。『虚堂和尚語録』巻八「虚堂和尚統輯」の末尾に「師在靈隱鷲峯塔、杜絶世諦。衲子請益、遂立三問示之、各令著語。一、己眼未明底、因甚将虚空作布袴著。二、割地为牢底、因甚透者箇一不。三、入海算沙底、因甚針鋒頭上翹足」とある。師翁の松源崇嶽の「三転語」に準えた接化。

溲泊…船舶が港に來集して泊まること。師家のもとに修行僧が参集する意。

宝祐戊午…戊午の年は宝祐六年（一二五八）に当たる。ただし、『虚堂和尚語録』巻三「慶元府阿育王山広利禪寺語録」には「師宝祐

四年四月初七日、在「靈隱鷲峯庵」受_レ請、十九日入_レ寺」とあり、実際に智愚が阿育王山に入寺したのは宝祐四年（一二五六）丙辰の年が正しい。

育王：明州鄞県東五〇里にある阿育王山広利禪寺のこと。古く東晋代の創建とされ、梁の武帝が阿育王寺の勅額を与えたとされる。インドの阿育王（アシヨールカ王）が建てた八万四千塔の一つと信ぜられ、北宋代に仏舍利を奉じ、舍利信仰の靈場として栄え、南宋代には禪宗五山の第五位に列せられる。「明州阿育王山志」一〇巻と「明州阿育王山統志」六巻が存する。「扶桑五山記」一「育王住持位次」によれば智愚は第四一世とされているが、「明州阿育王山統志」巻六「先覚攷（補遺）」によれば第四三代とある。

禪衲：禪僧のこと。衲は衲子、衲衣（補縫した袈裟）を着した僧。

毅然：きっぱりとしたものごとに動じないさま。強く挫けないこと。

果敢なさま。

陳乞：陳べ乞う。陳請。阿育王山内の大衆（修行僧）らが皆で連盟

「宰相呉潜との不和から閑居へ」

三年、呉制相信讒懷隙、辱師欲損其德。師怡然自若、始終拒抗、略無變色。聖旨宣諭釋放、作傷奉謝云、去時曉露消袈暑、歸日秋聲滿夕陽、恩渥重重何以報、望無雲處祝天長。古愚余尙書典鄉郡、特以金文延之。迫於晚景、退閑明覺塔下、作終焉計。

三年にして、呉制相、讒_をを信じて隙_をを懷き、師を辱しめて其の徳を損なわんと欲す。師、怡然として自若たり、始終、拒抗するも、略しも変色無し。聖旨の宣諭にて釈放せられ、傷を作りて謝し奉りて云く、「去る時、曉露は袈暑に消え、歸る日、

で拜請したものであろう。

有司節齋尙書の陳公：陳昉（字は叔方）のこと。号は節齋。温州（浙江省）平陽の人。陳晁（字は寿南、号は東齋、一一四五―一二二一）の子。真德秀（字は希元、号は西山、一一七八―一二三五）の信認を得て劉克莊（字は潜夫、号は後村、一一八七―一二六九）らとともに端平八士と称される。吏部尙書・端明殿学士となる。「虚堂和尚語録」巻三「慶元府阿育王山広利禪寺語録」に朝散郎集英殿修撰知慶元軍府事兼管内勸農使兼管内農使兼沿海制置使の陳昉が撰した「慶元府請疏」が存する。

其の公議を嘉し：公議は一般の議論、世論。おおよけの相談、公平な議論。嘉するとは喜び褒めること。

敷奏：意見などを述べ進めること。奏聞すること。

是の年の四月：智愚が阿育王山広利寺に入寺したのは宝祐四年四月一九日に当たる。

寺事を領す：寺院の任職を勤めること。任職の要職を拝受すること。

秋声は夕陽に満つ、恩の渥きこと重重たり、何を以て報いん、雲無き処を望みて天長を祝す」と。古愚余尚書、郷郡を典り、特に金文を以て之れを延く。晚景に迫りて、明覺塔下に退閑し、終焉の計を作す。

三年にして：阿育王山に入寺して三年後、宝祐六年（一二五八）のこと。『虚堂和尚語録』卷三「慶元府阿育王山広利禅寺語録」の末尾に「師宝祐戊午六月十四日罹難、七月十三日恭奉聖旨、与免無辜、謝事上堂」を収め、その直前に「因事上堂」が存している。

呉制相：宰相かつ慶元府主の呉潜（字は毅夫、号は履齋、一一九六—一二二六）のこと。宣城（安徽省）の人。呉柔勝（字は勝之、正肅、一一五四—一二二四）の子。嘉定一〇年（一二二七）の進士。参知政事・左丞相となるも、後に賈似道（字は師憲、号は秋壑、一二三—一二七五）によつて排せられ、循州（広東省）に謫せらる。景定三年五月に六七歳で卒する。智愚のほか、無準下の別山祖智（智天王、一一〇〇—一二六〇）を天童山に招くなど禅僧とも関わり深く、『大慧正法眼蔵』に序を寄せている。『宋史』卷四一八や『至正四明統志』卷八などに伝が存する。

讒りを信じて隙を懐き：讒は讒言、告げ口・中傷。人を陥れるために事実を曲げ偽つて告げ口すること。隙は仲違い。呉潜との不和から智愚は六月四日に難に罹つて下獄されている。

怡然として自若たり：怡然は喜び楽しむさま、平安和楽のさま。心安らかに和らぎ楽しむこと。自若は落ち着いて動じないさま、も

とのまま。先の「因事上堂」で智愚は「大鵬展翅蓋三洲、籬辺燕雀空啾啾」と述べ、呉潜らの行動に対して自ら坦々としていたさまを伝えている。

拒抗：拒み逆らうこと、反抗し敵対すること。

変色：色を変えること、顔色を変えること。

聖旨の宣諭：聖旨は天子（皇帝）の心・考え。天子の命令。宣諭は天子の勅詔。

釈放：捕虜や囚人などを自由にする。智愚は七月二三日に聖旨を奉じて獄から解かれている。

傷を作りて謝し奉りて：先に示した「慶元府阿育王山広利禅寺語録」の「謝事上堂」には「都省羅太尉繳上謹奏以謝。去時曉露消、暑、帰日秋声満、夕陽、恩渥重重何以報、望無雲処、祝天長」とある。

去る日：六月一四日に阿育王山住持の座を剥奪されて獄に繋がれたこと。

曉露：朝露、朝方の露。夏の朝に草木に宿る露。

袷暑：衣に滲む暑さ。袷は肌着・汗取り、夏に着る肌着のこと。

帰る日：七月一三日に朝廷より赦免されて獄を解かれたこと。

秋声は夕陽に満つ：秋声は秋の声、秋風のもの寂しげな音、木の葉

の散る音。夕陽は夕日、秋の釣瓶落としの落陽。

恩の渥きこと重重たり：恩はここでは天子（理宗）の恩恵、君恩。

重々は幾重にも重なるさま、層々。

雲無き処：雲ひとつない秋の澄み切った青空。

天長を祝す：天長は天長地久、天地が永遠に滅びることなくつづく

こと、転じて天子の長命をいう。

古愚余尚書：余晦（字は養明）のこと。古愚は号か。明州昌国県の人。

余天錫（字は淳父、号は畏齋）の従子。知臨安府・知重慶府

などを経て開慶元年（一二五九）一〇月に知慶元府となり、景定

元年（一二六〇）三月までその職を勤め、その後、知臨安府・浙

西安撫使になっているから、時期的には合致している。

郷郡を典り：郷郡とは智愚の郷里明州慶元府のことであり、余晦も

同じ明州の人。

金文：明州郵興東南七〇里に存した金文山栢巖慧照禪寺のこと。一

に小靈隠ともいう。唐の乾寧二年（八九五）に創建され、もと金

〔浄慈寺への勅住〕

景定甲子、有旨詔住浄慈。衲子奔集、堂單無以容、半居堂外。上徹宸聽、賜絹百疋・造帳・米伍伯碩・楮券十萬貫。是年秋、

又賜田參阡餘畝。即今天錫莊是也。十月帝崩、召師入内、對靈普說。兩宮宣寶憂渥。

景定甲子、旨有りて詔して浄慈に住せしむ。衲子、奔集して、堂單、以て容るる無し、半ば堂外に居す。宸聽に上徹し、絹百

疋・造帳・米伍伯碩・楮券十萬貫を賜う。是の年の秋、又た田參阡余畝を賜う。即ち今の天錫莊、是れなり。十月、帝崩か

文鏡院と称し、北宋の治平元年（一〇六四）に慧照院の額を賜う。

『宝慶四明志』卷二「鄞県志」の「寺院〔禪院〕」や「延祐四明

志』卷一七「釈道攷中」の「鄞県寺院〔禪院〕」に載る。『虚堂和

尚語録』卷三「栢巖慧照禪寺語録」によれば、智愚は景定元年

（一二六〇）八月二十五日に栢巖慧照禪寺に入寺している。

晚景：晚暉・晚照。夕方の日の光。夕方の景色。夕暮れ、転じて晚

年の意。すでに智愚は七〇歳代の後半に当たると。

明覚塔下：明州奉化県の雪竇山資聖禪寺に存する雲門宗の雪竇重顕

（隠之・明覚大師、九八〇—一〇五二）の墓塔。重顕は遂州（四川

省）の李氏。随州（湖北省）の智門光祚に参じて法を嗣ぎ、明州

の雪竇山資聖寺に住持し、雲門宗の中興と称される。『雪竇明覚禪

師語録』六卷が存し、とくに『雪竇頌古』は著名である。

退閑：退院。僧が隠居すること。寺院の住持を退いて閑居すること。

終焉の計：隠居して晩年を送ること。一生の終わり。計は目論見、

計りごと。

り、師を召して入内して対靈普説せしむ。兩宮、宣して優渥ゆうわくを賚たまう。

景定甲子：景定五年（一二六四）に当たる。『虚堂和尚語録』卷三

「臨安府淨慈報恩光孝禪寺語録」に「師景定五年正月十六日入寺」

の上堂が収められており、智愚が淨慈寺に入寺したのは景定五年正月一六日であり、年齢八〇歳に達して五山に再び陞住したことが知られる。

旨：むね。天子の思し召し。上意。詔旨。

詔：みことりの。天子の勅。天子の命令。みことりのすること。このときの天子は理宗に当たる。

淨慈：杭州の淨慈寺のこと。『扶桑五山記』一「淨慈住持位次」によれば、智愚は第四三世と第四六世（再住）の二ヶ所に名が挙げられているが、実際には再任はしておらず、第四六世のみとするのが正しいであろう。

奔集：集まること。赴き集まること。多くの学徒が会下に奔湊すること。

堂単：僧堂の単位。僧堂で坐禪・食事・睡眠をとる長連床の坐位。

宸聽：宸聽。天子のお耳。天子がお聞きになること。宸は天子のことに冠して用いる語。

上徹：上は天子、尊貴な身分。徹は届く、達すること。あるいは上徹の誤りか。上徹は上から召し求めること、上からの徵発。

絹百疋：絹は蚕の繭からとった糸、また生糸で織った織物。疋は織

物の単位で、四丈を一疋とする。

造帳：僧堂の帳帷を造ること。帳帷は帳・垂れ絹。

米伍伯碩：米五〇〇石。伍伯は五百。碩は石。一石は一〇斗。

楮券十万貫：楮券は楮幣、紙幣・札のこと。貫は一〇〇〇枚。『虚堂

和尚語録』卷八「臨安府淨慈報恩光孝禪寺後録」に「開爐上堂、

謝降賜錢翻蓋僧堂」という上堂を収めるから、楮券によって

僧堂を修復したことが知られる。

是の年の秋：景定五年の秋。七月から九月の間。

田參阡余畝：田地三〇〇余畝。畝は耕地面積の単位。一畝は百歩。

一步は六尺四方であるから、一畝は約一・八二アールとなる。

天錫莊：杭州仁和県に存したとされる淨慈寺所有の莊園で、田地と

山蕩を合わせて三七三三畝が存したとされる。『勅建淨慈寺志』卷

七「寺産二」の「附録寺旧志載田各十一条」の中に天錫莊の記事

が見られ、『虚堂和尚語録』卷八「臨安府淨慈報恩光孝禪寺後録」

に「謝賜田上堂」が収められている。

十月、帝崩かり：南宋第五代皇帝の理宗（趙昀、初名は貴誠、一二

〇五―一二六四、在位は一二三四―一二六四）の崩御をいう。理

宗は趙希瓚（榮王、諡は文恭）の子で、宋の太祖一〇世の孫に当

たる。宰相の史彌遠によつて擁立され、南宋第五代皇帝となり、

生来、学問を好んだが、後年は丞相の丁大全（字は子万、？―一

二六三）や賈似道（字は師憲、号は秋壑、一一二二—一二七五）らが権力を弄したため政治を怠るようになった。在位は四〇年の長きに及び、『宋史』「本紀」卷四五の「理宗五」によれば、景定五年（一二六四）一〇月二日に世寿六〇歳で卒し、建道備徳大
功復興烈文仁武聖明安孝皇帝と諡される。

入内：内に入ること。天子の宮殿である内裏（宮中）に入ること。

『虚堂和尚語録』卷一〇の侍者恵明編「仏事」に「咸淳元年三月十一日、恭奉聖旨、宣入大内普説。先於几筵殿、遷理宗皇帝靈輿、入正殿拈香。語録師不許刊行」として載せられており、咸淳元年（一二六五）三月一日に智愚は度宗の聖旨を奉じて入内している。『宋史』「本紀」卷四六の「度宗」に「咸淳元年（中略）三月癸酉（中略）甲申、葬理宗于永穆陵」とあるから、智愚は理宗の葬斂（棺に収める）の前日に普説をなしていること
になるう。

対霊普説：対霊は死者の龕前に対すること、霊位に対すること。このときの普説は智愚の意向により『虚堂和尚語録』に収録されな

かったという。

両宮：南宋第六代皇帝の度宗（趙禔、一二四〇—一二七四、在位は一二六四—一二七四）と、理宗の皇后である謝太后（名は道清）の二人を指す。度宗は理宗の同母弟である趙与芮（嗣荣王）の子で、景定年間（一二六〇—一二六四）に皇太子となり、理宗が卒すると即位して南宋第六代皇帝となる。宰相の賈似道を引きつづき用いて政を行なったが、在位一〇年にして咸淳一〇年（一二七四）七月に世寿三五歳で卒し、端文明武景孝皇帝と諡される。伝は『宋史』「本紀」卷四六の「度宗」に詳しい。謝太后は天台（浙江省）の人で、父は謝渠伯（魏王）といい、祖は謝深甫（魯王）とされる。理宗の即位後に皇后に迎えられたが子に恵まれず、度宗が即位すると皇太后として寿和聖福と号する。元の治世となつて後、七四歳で卒したとされ、『宋史』卷二四三「列伝〈后妃〉」に「理宗謝皇后」として伝が存する。

優渥を賚う：懇ろで手厚いこと。主として天子の恵みについていう。賚は賜う、与えること。

〔徑山での活躍と平生の消息〕

丁卯秋、遷徑山。冬十月、朝廷降香、遣使禱雪、問師期應。師曰、今夕。果至期無爽。回奏、賜綾牒貳拾道銀券等、一新僧堂浴室行堂。區區工役中、猶勵衆無怠。師感兩朝恩遇之寵、將所賜帑帛、創小庵於望雲亭之東、扁曰天澤、就築塔爲歸藏之地。師平生性不通方、與時寡合。臨事無所寬假、言纔脫口、則釋然無間。以是學者畏而仰之。二十年常舉靈雲兩處不答、徵問衲子、少有契其意者。

丁卯の秋、徑山きんざんに遷る。冬十月、朝廷、香を降して、使を遣わして雪を禱らしめ、師に期応を問う。師曰く、「今夕」と。果して期に至りて爽たがうこと無し。回奏するに、綾牒りやちよう貳拾道・銀券等を賜い、僧堂・浴室・行堂を一新す。区々たる工役の中、猶お衆を励まして怠ること無し。師、兩朝の恩遇の寵みを感じ、賜う所の帑帛たうぼくを將て、小庵を望雲亭の東に創し、扁して天沢と曰い、就いで塔を築いて歸藏の地と為す。師、平生、性は方に通ぜず、時と合すること寡なし。事に臨んで寛假する所無し、言纔かに口を脱づれば、則ち釈然として問無し。是を以て學者は畏れて之れを仰ぐ。二十年、常に「靈雲兩処不答」を挙げて、衲子に徵問するも、其の意に契う者有ること少なし。

丁卯の秋：丁卯は咸淳三年（一二二七）に当たる。ただし、これは干支を誤っており、智愚が徑山に入寺するのは咸淳元年（一二二五）の秋が正しい。『虚堂和尚語録』卷三「臨安府徑山興聖万寿禅寺語録」に「師於咸淳元年八月二十五日辰初進寺」の入寺上堂が存するから、智愚が徑山第四〇世として勅住したのは咸淳元年八月二五日であったことが知られる。

徑山：杭州余杭西北五〇里の徑山興聖万寿禅寺のこと。径場・双径とも。杭州臨安県の天目山の東北の峰にあり、径が天目山に通ずるのにちなむ。牛頭宗の徑山道欽（法欽とも、国一大師・大覚禅師、七一四―七九二）が大暦四年（七六九）に伽藍を建立し、北宋代に能仁禅寺と称される。南宋初期に臨濟宗楊岐派（大慧派祖）の大慧宗杲（妙喜・普覺禅師、一〇八九―一一六三）が入寺して看話禅を振って隆盛し、淳熙七年（一一八〇）に興聖万寿禅寺の勅額を受ける。その後、禅宗五山の第一位に列し、虎丘派

（破庵派）の無準師範（仏鑑禅師、一一七七一―二四九）などが化導を敷く。『徑山集』一卷や『徑山志』一四卷が存する。『徑山志』卷二「列祖」によれば智愚は徑山の第四〇代とされ、『扶桑五山記』一「徑山住持位次」においても第四〇世とされる。

冬十月：ここでは入寺した年の一〇月のように記されているが、『虚堂和尚語録』によれば、実際には入寺して四年目の咸淳四年（一二六八）一〇月に当たる。

朝廷：天子のこと、または天子が政治をする場所。度宗を指す。雪を禱らしめ：祈雪は暖冬のときなどに降雪を祈ること。『虚堂和尚語録』卷九「臨安府徑山興聖万寿禅寺後録」に「朝廷祈雪上堂」を収める。『勅修百丈清規』卷一「祈祷」に「切見時冬恒温、恐生物之疵癘。維天降雪淨下土之稟氣、庸致瓣香之誠。（中略）所冀祈求雨雪、速賜感通」とある。

期応：祈祷の応驗がいつ現れるかを問うこと。

今夕：今日の夕方。祈雪上堂をなした夜。

期に至りて爽うこと無し：その時期に至つて違ふことなく雪が降つた消息をいう。

回奏：返奏。返事を奏上すること。『虚堂和尚語録』巻九「臨安府徑

山興聖万寿寺後録」の「朝廷祈雪上堂」の直後に「朝廷降賜度牒二十道入常住修造上堂」を収める。

綾牒貳拾道：度牒に勅綾を用いたもの二〇人分。綾は綾絹、織り出した模様のある絹。牒は度牒、僧尼が得度または受戒のとき、官より与えられる許可証。

銀券：銀でできた手形・割り符。

僧堂：聖僧堂の略。雲堂・枯木堂・選仏場とも。修行僧が坐禅・食事・睡眠をとる根本道場。

浴室：入浴のための屋舎。叢林の三黙道場のひとつ。

行堂：省行堂のことか。省行堂は涅槃堂・病室。

区々たる工役の中：区々は努力するさま、いろいろと心をくだくさま。工役は土木工事、普請のこと。

兩朝：理宗と度宗の兩皇帝のこと。

恩遇の寵み：恩遇は情け深いもてなし。厚遇・優遇。

賜う所の帛帛：帛は金銭を入れる袋、または金蔵・金庫。帛は絹織物、礼物として贈答する絹、賜り物の絹。

望雲亭の東：『徑山志』卷二三「名勝」によれば「直嶺、廻龍橋東」

去餘杭大路。天澤塙、直嶺下、因欽賜故名」とあるから、天

沢塙が直嶺下に存したが知られるが、おそらく近辺にかつて望雲亭が存したものであるう。

天沢：智愚の退閑の庵。後に廟所（塔頭）となる。杭州余杭県の徑

山の里洪村天沢塙にいまも天沢庵址が残る。『徑山志』卷二「列祖」の「虚堂智愚禪師」の項には「十月初八日示寂、塔于直嶺下、曰天然」とあり、天沢ではなく天然とする。

帰藏の地：帰して藏する処。骸骨を藏する処。遺骨を寄せるべき安住の地。智愚は生前に寿塔を建てていたことになる。祖父の寿穴の因縁や「疎山寿塔」の古則にちなむものであるう。

性は方に通ぜず：性は人柄、こころ。方に通ぜずとは、四方に通じない、世間一般に通じないこと。性が質直で容易に物事に諂うことをしない意。

時と合すること寡なし：時世に合わせることをしないこと。智愚は妄りに人の説に同調せず、時風に合わせない頑なな性格であったことをいう。

寛假：寛暇に同じ。緩い、緩やかにすること。くつろぐこと、くつろいで暇なこと。寛假する所なしとは、規矩が嚴重であったことをいう。

言纒かに口を脱づれば、則ち釈然として問無し：口からことばを発すると、からりとして分け隔てないこと。貴賤親疎の隔てなく、人に責めるべきところがあるとき、智愚は少しも罪を許すことをせず、面と向かつてこれを斥け、容赦なく咎を指摘したのであるう。

学者、畏れて之れを仰ぐ…学者は仏道を学ぶ者たち。若き修行僧たちが畏怖の念をもって智慧を仰ぎ見ていたことをいう。

二十年…智愚晩年の二〇年間。靈隱寺の鷲峰庵に退閑してより徑山で示寂するまでの期間を指すのであろう。

靈雲兩処不答…『宗門聯燈会要』卷一〇「靈雲志勤」の章に載る山下の靈雲志勤と雪峰下の長生皎然との間で交わされた問答で、混沌未分の消息を問題とした古則公案。「靈雲混沌未分」「靈雲打鏡機」とも。『虚堂和尚語録』卷二「慶元府阿育王山広利禪寺語録」にも「上堂。拳、長生問靈雲、混沌未分時如何。雲云、露柱懷

〔示寂と後事〕

己巳十月五日、祖忌拈香罷、忽感微疾。越二日、書傷沐浴、端坐而逝。春秋八十五。夏臘五十三。嗣法十數人。語錄二帙、已行於世矣。門人奉全身瘞塔焉。

咸淳十年十月十一日、新劄差任持慶元府清涼禪寺（註）嗣法小師法雲、謹狀。

己巳の十月五日、祖忌に拈香し罷おわり、忽ち微疾を感ず。二日を越えて、傷を書して沐浴し、端坐して逝く。春秋八十五。夏臘五十三。嗣法十數人。語錄二帙、已に世に行なわる。門人、全身を奉じて塔に瘞おむ。

咸淳十年十月十一日、新劄差、慶元府清涼禪寺に任持せる嗣法の小師、法雲、謹しんで狀す。

己巳の十月五日…己巳は咸淳五年（一二六九）に当たる。一〇月五日

日は達磨忌。

祖忌に拈香し罷わり…祖忌は祖師の忌日、ここでは禪宗初祖の菩提

胎。生云、分後如何。雲云、如一片雲点太清。生云、未審、太清還受点也無。雲不答。生云、恁麼則含生不來也。雲亦不答。生云、直得純清絶点時如何。雲云、猶是真常流注。生云、如何是真常流注。雲云、似鏡長明。生云、向上還有事也無。雲云、有。生云、作麼生是向上事。雲云、打破鏡來、与汝相見」とある。衲子…衲僧。衲衣を着た僧。禪僧のことをいう。衲衣は補縫した袈裟のこと。

微問…人を呼び寄せて尋ねること。問い質すこと。

達磨（田覚大師）の命日。拈香は香を拈じて額上に獻ずること。

『虚堂和尚語録』卷九「臨安府徑山興聖万寿禪寺後録」の末尾の上堂は一〇月一日になされた「開爐并翻蓋仏殿上堂」であり、智

愚の最後の上堂であつた「円覚大師忌拈香」のことばは残念ながら語録に収録されずに終わっている。おそらく智愚は達磨忌に拈香を終えた時点で具合が悪くなり、上堂をしないまま延寿堂（病室）に運ばれたものであらう。

微疾：少しの病、一寸した病氣。

二日を越えて：二日後、すなわち一〇月七日に当たる。ただし、『五燈全書』卷四九「杭州径山虚堂智愚禅师」の章には如何なる根拠に基づくか「至元癸亥十月初八日示寂」と記している。元の至元年間（一二六四—一二九四）に癸亥の年はなく、中統四年（一二六三）が癸亥に当たるものの、状況的には認め難い説である。

偈を書いて：遺偈（辞世偈）を自ら書したこと。『虚堂和尚語録』卷一〇「虚堂和尚新添」の末尾に「辞世頌」として「八十五年、仏祖不識、掉臂便行、太虚絶跡」とある。

沐浴：開浴・入浴のこと。湯浴み。湯水を使つて身体を洗い浄めること。

端坐：正身端坐。正しく作法に則つて坐ること。身を正し坐を端して坐禅に入ること。

春秋八十五：春秋は年齢・世寿。智愚は八五歳で示寂しているから、淳熙二年（一一八五）より咸淳五年（一二六九）までの生涯とみる。

夏臘五十三：夏臘とは四月一五日から七月一五日までの夏安居を結ぶ期間（制中）を修行した年数のこと。具足戒（比丘戒）を受け

て正式の僧尼となつてからの年齢。法臘・僧臘・戒臘・坐夏ともいう。咸淳五年一〇月に夏臘が五三歳ということになると、智愚が受具したのは嘉定一〇年（一一二七）ということになり、本師の運庵普巖のもとで剃髪した後、正式に比丘となった年が判明する。

嗣法十数人：嗣法は法統を嗣統すること。師の法門を受け嗣いで正式の高弟となること。智愚の法嗣としては、『増集統伝燈録』卷五に蘇州虎丘閑極雲禅师・四明定水宝源禅师・杭州淨慈靈石如芝禅师・靈巖竹窓喜禅师・四明雪竇禹溪予禅师・葛盧覃禅师の六人の章を見録している。また室町期に夢窓派の古篆周印が編した『仏祖宗派図』（駒澤大学図書館所蔵本）によれば、報恩宝業法源・承天閑極法雲・淨慈靈石芝・雪竇禹溪一了・建長南浦紹明の五人の名を挙げており、江戸初期に大応派の桂芳全久が編した『正誤宗派図』（駒澤大学図書館所蔵本）によれば、径山虚堂智愚の法嗣として報恩晋之妙源・資福象先可觀・靈岩竹窓宗喜・妙相字菴・定州宝業道源・日本南浦紹明・虎丘閑極法雲・雪竇禹溪一了・淨慈靈石如芝・東山葛盧淨潭・慈源友堂禮會・南明秋岩徳新・万年東州惟俊・翠巖此軒如足・四明虚菴実・万寿潛溪妙広・仰山晦叟法光・明州無示可宣・平山本立・東洲瑞藏主の名を挙げ、さらに巨山和尚すなわち日本の巨山志源の名を加筆しているものも存するから、合わせて二名を数えている。ただし、これらの中で宝業源・宝業法源・晋之妙源・宝業道源は同一人物であつて、

明州慈溪県の定水禪寺に住持した宝葉妙源(晋之、一二〇七—一二八一)のことを指している。

語録二帙：二帙とは「虚堂和尚語録」の巻一から巻七までの部分(前録)と、巻八から巻一〇までの「虚堂和尚後録」(「虚堂和尚続輯」とも)の部分(後録)を指すのであろう。

全身を奉じて塔に瘞む：智愚の全身を奉安して天沢庵の墓塔に埋葬した事。ただし、墓塔の名称などは伝えられていない。

咸淳十年十月十一日：咸淳一〇年(一二七四)一〇月一日は智愚の六年忌の命日から五日後に当たる。

新割差：割差は郡帖によつて住持となる事。新とあるのは遷住してまもない新命住持の期間であつたことによる。

慶元府清涼禪寺：明州府城の東北隅あるいは子城東南一里に存した清涼広慧禪寺のこと。唐の咸通一三年(八七二)の創建で、はじめ慧燈院と称する。北宋代に崇寿院さらに(清涼)広慧院と改名されたが、度重なる火災のため紹定元年(一二二八)に万寿寺の額を賜う。法雲が住持していた頃は正式には万寿禪寺という名称と呼ばれていたはずであろうが、清涼寺の名称が広く通用している。

たのであろう。「延祐四明志」巻一六「釈道攷上」の「在城寺院(禪院五)」の「万寿寺」の項を参照。

嗣法の小師：法を受け嗣いだ門人、法嗣のこと。小師は弟子のこと、とくに得度の門人または参学・嗣法の門人を指す。

法雲：智愚の法を嗣いだ閑極法雲(間叟、一二一一—?)のこと。四明の人。婺州の宝林寺で待者として智愚の語録を編集し、その後、門下の首座となる。明州の清涼寺の住持を勤めた後、蘇州呉県の虎丘山雲巖禪寺に遷住している。至元二五年(一二八八)夏至の一〇日後に蘇州新陽県治東の薦巖資福禪寺の住持として智愚の「虎丘十詠」に跋文を寄せているほか、数点の墨蹟が日本国内に伝来している。法雲は六四歳のときに智愚の「行状」を撰したことになる。

謹んで状す：法嗣の法雲が智愚の「行状」を撰したのは、塔銘を他者に依頼するためであつたかも知れないが、塔銘の類は残念ながら伝えられていない。なお、大応派の絶崖宗卓(広智禪師、?—一三三四)はこの「行状」の後に「行状、或唐刊系在後録末、今本不見、故付于此」の一文を添えている。